

農業委員会定例総会で審議した案件

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案件名	4月～7月	8月	9月	10月	11月	令和7年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	0	0	0	0	0	0
	0	2	0	1	1	4
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
農用地利用集積等促進計画の要請	1	0	0	0	0	1
	0	0	2	0	0	2
現況証明願	6	2	1	2	0	11
農地法第3条の3届出書	4	3	0	1	0	8
農地法第18条第6項合意解約通知書	0	1	0	0	0	1
農業者年金に関する申請	4	2	0	1	3	10

【各月のその他の案件】

- 8月 ●令和7年度水稲作況調査について
- 9月 ●令和7年度玉葱作況調査の結果について
●令和7年度水稲作況調査の結果について
●令和7年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について
●令和7年度果樹作況調査について
- 10月 ●農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について
●農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について
- 11月 ●農林水産省通知「農地法の運用について」に基づく非農地判断について
●農地利用最適化推進委員の委嘱の有無の判断について

農用地利用集積等促進計画による農地売買

農用地利用集積等促進計画による農地売買については、令和7年4月より北海道農業公社を介して手続きを行うため、受け手側が契約金を用意できていること（融資・自己資金）が必須条件となります。また、出し手側が分筆や前提登記等の事前手続きも必要となる場合があることから、売買を検討されている方は地区担当農業委員または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

知って得する！
農業者年金



農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

税金が安くなります

農業者年金で支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。



週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。